

令和元年第2回瑞穂市議会定例会会議録（第2号）

令和元年6月21日（金）午前9時開議

議 事 日 程

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 もとす広域連合議会議員の選挙
- 日程第3 瑞穂市選挙管理委員及び補充員の選挙について
- 日程第4 岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
- 日程第5 議案第42号 財産（消防ポンプ自動車）の取得について
- 日程第6 議案第43号 西濃環境整備組合規約の変更について
- 日程第7 議案第45号 瑞穂市基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第46号 瑞穂市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第47号 平成31年度瑞穂市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第48号 平成31年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第49号 平成31年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議員派遣について

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○本日の会議に出席した議員

1 番	馬 渕 ひろし	2 番	松 野 貴 志
3 番	今 木 啓一郎	4 番	北 倉 利 治
5 番	鳥 居 佳 史	6 番	小 川 理
7 番	杉 原 克 巳	8 番	若 園 正 博
9 番	庄 田 昭 人	10 番	若 井 千 尋
11 番	清 水 治	12 番	広 瀬 武 雄
13 番	堀 武	14 番	広 瀬 時 男
15 番	若 園 五 朗	16 番	くまがいさちこ
17 番	松 野 藤四郎	18 番	藤 橋 礼 治

○本日の会議に欠席した議員（なし）

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市 長	森 和 之	教 育 長	加 納 博 明
政 策 企 画 監	巢之内 亮	企 画 部 長	山 本 康 義
総 務 部 長	久 野 秋 広	市 民 部 長	児 玉 等
巢 南 庁 舎 管 理 部 長	岡 田 弘	健康福祉部長	平 塚 直 樹
都市整備部長	鹿 野 政 和	環境水道部長	広 瀬 進 一
会 計 管 理 者	清 水 千 尋	教 育 次 長	児 玉 太
監 査 委 員 事 務 局 長	高 山 浩 之		

○本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	広 瀬 照 泰	書 記	松 山 詔 子
書 記	近 藤 圭 代		

開議の宣告

○議長（藤橋礼治君） 皆様、改めましておはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

まずもって早朝よりお越しいただきました傍聴の方々、大変ありがとうございます。最後までよろしく願い申し上げたいと思います。

それでは、ただいまから会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第 1 諸般の報告

○議長（藤橋礼治君） 日程第 1、諸般の報告を行います。

1 件報告します。

お手元に配付しましたとおり、6 月17日、若井千尋君から、発議第 3 号信頼される政府統計を目指してさらなる統計改革を求める意見書が提出され、受理しましたので、後日議題にしたいと思います。

これで諸般の報告を終わります。

日程第 2 もとす広域連合議会議員の選挙

○議長（藤橋礼治君） 日程第 2、もとす広域連合議会議員の選挙を行います。

森治久君がもとす広域連合議会議員を辞職したことにより、現在、もとす広域連合議会議員に 1 人の欠員が生じております。よって、地方自治法第291条の 5 第 1 項及びもとす広域連合規約第 8 条の規定により、もとす広域連合議会議員を選挙する必要があります。

お諮りをいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第 2 項の規定によって、指名推選にしたいと思いますが、御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法については、指名推選で行うことに決定をいたしました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、御異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、私が指名することに決定をいたしました。

もとす広域連合議会議員に若園五朗君を指名したいと思います。

お諮りします。ただいま私が指名しました方をもとす広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、若園五朗君がもとす広域連合議会議員に当選をされました。

ただいま、もとす広域連合議会議員に当選された若園五朗君が、議場におられます。会議規則第31条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

日程第3 瑞穂市選挙管理委員及び補充員の選挙について

○議長（藤橋礼治君） 日程第3、瑞穂市選挙管理委員及び補充員の選挙を行います。

瑞穂市選挙管理委員及び補充員の選挙について、同委員及び補充員が6月24日に任期満了となるため、地方自治法第182条第1項及び第2項の規定により、委員及び補充員を選挙する必要があります。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法については、指名推選を行うことに決定をいたしました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、私が指名することに決定をいたしました。

瑞穂市選挙管理委員には、新家武彦君、加藤弘君、佐倉孝价君、林仁君、以上の方を指名したいと思います。

お諮りをいたします。ただいま私が指名した方を、瑞穂市選挙管理委員の当選人と定めることに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました新家武彦君、加藤弘君、佐倉孝价君、林仁君、以上の方が瑞穂市選挙管理委員に当選をされました。

次に、選挙管理委員補充員の指名をいたします。

選挙管理委員補充員には、第1順位、竹山照雄君、第2順位、関谷巖君、第3順位に関谷和君、第4順位には名和遊幾子君、以上の方を指名したいと思います。

お諮りをいたします。ただいま私が指名した方を、選挙管理委員補充員の当選人と定めることに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました第1順位、竹山照雄君、第2順位、関谷巖君、第3順位、関谷和君、第4順位、名和遊幾子君、以上の方が順序のとおり選挙管理委員補充員に当選をされました。

日程第4 岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

○議長（藤橋礼治君） 日程第4、岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について、同連合議会議員が任期満了となったため、地方自治法第291条の5第1項及び広域連合規約第8条の規定によって、広域連合議会議員選挙をする必要があります。

お諮りをいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法については、指名推選で行うことに決定をいたしました。

お諮りをいたします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、私が指名することに決定をいたしました。

岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員に瑞穂市長 森和之君を指名したいと思います。

お諮りをいたします。ただいま私が指名した方を岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、瑞穂市長 森和之君が岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選をされました。

ただいま、岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選された瑞穂市長 森和之君が議場におられます。会議規則第31条第2項の規定によって当選の告知をします。

瑞穂市長 森和之君、登壇し御挨拶のほうをお願いいたします。

市長 森和之君。

〔市長 森和之君 登壇〕

○市長（森 和之君） 皆様、改めましておはようございます。

ただいま岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙におきまして、私、皆さん方から承認いただきましたこと、これからも後期高齢者医療制度の中で、瑞穂市の高齢者の健全・健康、そして生涯にわたり活躍できるようなまちづくりに進めてまいりますので、よろしくお願いを申し上げます。

日程第 5 議案第42号について（質疑）

○議長（藤橋礼治君） 日程第 5、議案第42号財産（消防ポンプ自動車）の取得についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第 6 議案第43号について（質疑）

○議長（藤橋礼治君） 日程第 6、議案第43号西濃環境整備組合規約の変更についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第 7 議案第45号について（質疑）

○議長（藤橋礼治君） 日程第 7、議案第45号瑞穂市基金条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） おはようございます。

議席番号17番 松野でございますけれども、議案第45号の瑞穂市基金条例の一部を改正する

条例についてでございます。

資料45の2を見ますと、森林環境税の創設ということで令和6年度から課税がされます。これは、国内に住所を有する個人に対して課する交付税ということで、税率年額1,000円でございます。

例えば個人住民税とあわせて徴収をするということですので、これは住民税を払っている方が対象になるのでしょうか、まず1点お尋ねします。

○議長（藤橋礼治君） 児玉市民部長。

○市民部長（児玉 等君） ただいまの御質問についてですが、大変申しわけございません、勉強不足で間違ったことを申し上げるといけませんので、ちょっとこの場ではお答えできかねますので、よろしくお願いします。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 後ほどお答え願いたいと思いますけれども、もう一点ですけれども、瑞穂市には、森林といいますか、山といいますかがないんですけれども、したがってそのお金については、公共施設の木造が対象になるんですけれども、根尾村にある瑞穂市の山林、これは何か譲与基準の10分の5とか、林業就業者は10分の2、人口は10分の3で案分となりますけれども、それは対象になるんですか、根尾村の山林は。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 今回の森林環境譲与税の試算は県からいただいております。その中で、今、議員おっしゃったとおり私有林人工林面積が10分の5だと、それから従業者数で10分の2、人口で10分の3というような案分で試算されておるわけなんです、岐阜県内の42市町、岐阜県も実は対象になるわけなんです、正確に申し上げますと対象の私有林人工林面積はゼロとなっておりますので、対象になっていないというふうに思っております。

従業者数は一応6人、それから人口は、平成27年の国勢調査の人口で5万4,354人を対象に試算されているというふうで我々は把握しております。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第8 議案第46号について（質疑）

○議長（藤橋礼治君） 日程第8、議案第46号瑞穂市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第9 議案第47号について（質疑）

○議長（藤橋礼治君） 日程第9、議案第47号平成31年度瑞穂市一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） おはようございます。

議席番号16番、無所属の会のくまがいさちこです。総括質疑をいたします。

補正予算について、補正予算書の12ページです。

12ページの款、民生費、項、児童福祉費、目、児童福祉総務費の中に、家庭相談員報酬216万5,000円というのがあります。これについて質問いたします。

会派の説明会では、虐待に対応するという御説明がございました。それで、私がちょっと当たってみました、2つ。

その1つ目は、瑞穂市例規集の中に家庭相談員というのがあって、瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の中にございます。月額17万5,100円です。もう一つ事務分掌表に当たってみますと、福祉生活課にお二人嘱託で見えまして、お仕事は2つ書いてございます。家庭児童相談に関すること、家庭児童相談ですから家庭と児童だと思うんですけど、そしてもう一つは、児童虐待に関することと書いてございます。この2つをもとに質疑をさせていただきます。

総括的に、1つは瑞穂市のこの職務に当たる人の体制についてです。つまり、調べたところによりますと、事務分掌表にはお二人名前がございますから、もう一人補正予算でふやすと解釈すれば3人になるのかなと思いました。そこを確認したいと思います。

もう一つは、非常勤特別職扱いという身分というか、そういうことです。家庭相談、家庭と児童、特に児童虐待に関することとありまして、私は、市内の子供がいる家庭で非常に生活が困窮しているという家庭に今もかかわっていますが、非常に難しいです。もうにっちもさっちもいかない。あらゆるところに、県関係も相談もし、御協力も仰ぎ、5つぐらいのところと相談しながらやっていますが、何とも膠着状態です。

つまり、どういうことが難しいかというと、簡単に児童虐待を中心とした子供の置かれている状態が非常に大変だと、家庭で、ということなのですが、その要素としては虐待が、名前がここに出ているわけですが、ほかに子供や、そしてそれ以上に親に障害がある、しかもその親は障害認定を受けていないというようなことも多いです。それから、貧困ですね。それから、野田市の例でもありましたが、虐待している親が、母親が父親にDVされていると、これは密接な関係があるということが野田市の事件で明らかになりました。あと私が見ていますに世代間連鎖を抱えている。育ったうちもこういうふうだったからおかしいと思わないと言うんですね。

今、4つ上げましたが、虐待、障害、貧困、DV、世代間連鎖、5つでしたね。こういうようなことががちがちに絡んで固まっちゃっている状態を、非常勤職員がやっていくというのがとっても難しいと思っています。入らざるを得ないので、議員という職務もあると思って、少しでも崩そうと思ってやっていますが、到底追いつかない状況です。

ということで、公的に責任がある瑞穂市として、福祉として、今述べましたまず体制、2人なのか3人になるのか、それからもう一個は、非常勤特別職としてどういうふうにこれから対応していくのか、非常に不安と疑問と無力感が私にはありますので、この辺をお答えいただきたいと思います。

一応、口頭で通告をしてあります。少しでも行政の方と一緒に、私たちも問題、課題を共有し、解決に向けて前進させるために総括質疑をさせていただきますので、一応通告はさせていただきました。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（藤橋礼治君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） 改めまして、おはようございます。

今、くまがい議員のほうから御質問のあった件について、2点お答えをさせていただきます。

家庭相談員でございますが、福祉事務所と健康福祉部の中には、内部組織でございます、そこに家庭児童相談室という内部の組織がございます、そこに所属している相談員でございます。ほかにもいろんな相談員がおりますが、家庭相談員については現在2名でございます。

それから、非常勤のところというお話でございましたが、お見込みのとおり、この相談員は非常勤の職員ということでございます。もう少し詳しく申し上げますと、毎日出勤はしておりますが、時間が正社員より短いというところでございます。

体制の強化につきましては、御質問にありました野田市の例、その前の目黒区の例が昨年ございまして、いずれのところにおいても総理大臣のほうからの閣僚の関係閣議のような形での文書が流れてきておりまして、そこにも調査体制の強化というのが書かれております。したがって、今後とも私ども健康福祉部としては体制を強化していきたいというふうに考えてお

りますが、身分の云々につきましては、例えば正職員にするのかどうかというのはまた人事のほうと相談をいたしまして考えていこうというふうに思っております。よろしくお願いします。

ごめんなさい、少し説明が足りませんでしたけれども、先ほどの数でございますが、2人から3人ということではございません。強いて言うと1人から2人というところでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） 今まで1人だったのが2人になるということで、ことしの事務分掌表には2人書いてあると。その報酬は後づけで足しているという解釈でよろしいですね。つまり、本年度の最初、当初予算では2人分見込んでいなかったということですよね、今補正に出ているというのは。ちょっとそこを確認させてください。

○議長（藤橋礼治君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） お見込みのとおりでございまして、当初予算には間に合わなかった分でございます。

先ほど少し触れましたけれども、目黒区、それから野田市の事件を受けまして、国のほうから、ちょうど査定が終わった2月になりましてから強化のそういう文書が参りましたので、それに伴って体制を考えたところでございます。

当初予算には間に合いませんでしたが、次につくりました、例えば第2次総合計画の実施計画等々には登載をさせていただいております、増員をお願いするところでございます。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） 両側の議員からもう一回聞けというふうに言われておりますが、つまり今、令和になりましたけど、4月は平成だったわけで、平成31年度の事務分掌表をいただいておりますが、ことしは非常に早々といいただきました。市長交代を見込んだのか知りませんが、非常に早々といいただきまして、これを見ると、4月付で私たちが受け取ったこれには2人名前があります。それで今、補正が出てきたということは、さっき私が確認をしたように3月までの体制は1人で当初予算を組んであったのを4月からは、今、部長が御説明いただいたように、国の流れの変化などもあって充実させるという流れがあって、4月からは2人体制にしたという、1人から2人ということでよろしいですね。ちょっと確認です。

○議長（藤橋礼治君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） お見込みのとおりでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） やっぱりこれだけ見ると、ちょっと混乱をすることで確認しました。

それで、さっき私、非常に膠着状態で困難家庭があると言いましたけれど、私がかかわった例では、非常にうまくというか、まずまず流れ出したという家庭もあります。だから、膠着状態にっちもさっちもならんという家庭も、そこまでは持っていけないといけないと思っています。ごめんなさい、質疑は余り自分の意見を言う場ではありませんが、さっきちょっと間違っただけで私発言しましたので、全てどうにもならないというような印象を与えるといけないので、ちょっと訂正させていただきます。

やっぱりかかわれば改善されると実感しておりますが、一例一例非常に違うので、この仕事の人は本当に大変だと思うので、みんな、議員も市民も、もちろん行政も一丸となって応援して、少しでも改善して風が通るような家庭にしていこうと思って質問をしました。以上です。ごめんなさい。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 杉原君。

○7番（杉原克巳君） 議席番号7番、無所属の会、杉原克巳です。

質問をさせていただきます。項目は、議案第47号平成31年度瑞穂市一般会計補正予算の中から、皆さん今回いただいております補正予算表の9ページをちょっと見ていただきたいと思います。

その中に、目といたしまして農林水産業費県補助金ということで金額がございます。そして、説明欄に項目といたしまして、産地パワーアップ事業県補助金900万ということで、これは国の事業ということで県をスルーしてこちらのほうにおりてきておるわけなんですけど、まず最初にお答えをお願いしたいのは、この事業、この900万の対象事業はどういう事業であるかということをお答えをお願いしたいと思います。

その後は自席で質問をさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） ただいまの御質問でございますが、産地パワーアップ事業、これは2分の1の補助で県のほうからいただくものを事業者さんへ補助するものでございます。中身につきましては、乾燥調製設備の購入をされるということで、いわゆるICTを使った乾燥機の設備を整備されるというものでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 杉原克巳君。

○7番（杉原克巳君） 乾燥機のほう、私は、実は4月18日に岐阜新聞に出ております無人トラ

クターのこの件かと思いましたが、これですと私はホームページを見ておりましたら、29年12月に本市のほうも産地パワーアップ事業補助金ということで945万が出ておるので、どういうタイムラグがあるのかなあということで、また今回の補正でこの900万が上がってくるということは、これは事後決裁かなあということでちょっとわかりかねましたもんでそれを質問させていただきました。

そういうことで乾燥機ということでわかるんですけど、あと県のホームページを見ておりますと、いろいろな事業を、要するに補助金対象にするということで上がっておりますけど、産地パワーアップ事業の中で、実施要領ということで見ておりますと、ちょっと具体的な事業に入ってしまうんですけど、我々この地元で、果樹ということで富有柿を実はやっておるんですけど、この産地パワーアップ事業の中に富有柿というものが実は入っていないんですよ。例えばリンゴとか梨とかかんきつ類とか野菜ということで、野菜の中にはキュウリとかナスとかトマト及びピーマンに限るということで出ておるんですけど、ここら辺もしおわかりになりましたら、柿は対象になっておるのかなっていないのかということをお聞きしたいということと、それで県のホームページを見ますと、対象には要するに果樹というふうになっておりますから、そうしますと、果樹となりますと富有柿も対象になるわけなんですね。

ですからそこら辺の見解がどうなっているかということ、一つお答えをお願いしたいと思っておるわけでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 先ほど申し上げましたように、この農業について、やはり労働者不足、後継者不足というところから、御存じのとおり、今はもうICT化、それからAIを使った技術で全て人の属人的な技術を機械に任せるといような流れになっております。

そういった意味でスマート農業と称しますけど、それらについても、単に稲作だけではなく、果実等も当然のことながらスマート農業の対象になっていると思いますので、今、県が支出するような産地パワーアップ事業の中身とちょっとそごするところもあるかもしれませんが、基本的に流れとしては、機械による自動化というようなところで、米だけではなく野菜も果樹も含めて対象になるものというような理解でおります。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 杉原克巳君。

○7番（杉原克巳君） よくわかりました。

そうなりますと、今度は事業主体ということになりますと、今、私もホームページを見ておりますと、ほとんど、要するに法人ということで組織化されたところが申請をされて、その認可を受けておるといようなことで、申請者には農業者というのも一応該当者になっておるわけなんですけど、ここら辺は。

そうしましてもう一つ、行政ということで市町村も要するに申請対象者ということになっておるわけなんですけど、個人のところはこっちに置きまして、じゃあ行政のほうで瑞穂市は、ここに対象者の、要するに私が言いましたように市町村というふうに明示をされておられます。したがって、市といたしましてそういうスマート農業、要するに今の産地パワーアップの事業計画をサポートしてやろう、または指導的な立場からそういうことを先導して、イニシアチブをとって事業を展開してやろうというようなお考えはあるかどうか、そこら辺も一つお答えをお願いしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 市のスタンスはというところではございますが、瑞穂市の中には、もう先進的にスマート農業に取りかかっているという法人もございますので、正直言いますとそちらにお任せしているというのが現状かというふうに思います。

先ほど言いましたように、当初予算でもスマート農業の関係で補助金をとってあるものが、実は4分の1の補助だったものが、実際に機械の中身を見るとGPSを使った田植え機だとかそういうようなところで、補助率が3分の1に上がっているとかということで、各法人さんもいろいろ研究して、国の動向を見ながら、そういった取り扱いをしておるところを市が追随しているというのが現状でございますので、よろしく御理解ください。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 議席番号17番 松野藤四郎でございます。

一般会計の補正予算の関係ですけれども、12ページにございます民生費でございますけれども、放課後児童クラブの待機児童を解消するということで、今回、本田小学校の体育館を改装して工事をするということで334万8,000円の工事費、それから備品が91万というふうになっております。

昨年、タクシーを利用して巢南地区のほうへ児童を運ぶということで、約400万円近く、40名近くの子供を400万円のお金を使ってやるということでございます。1人当たり10万円近くになるんですが、そのときのお話ですと、穂積小学校の体育館がどうも使えるんじゃないかという答弁をされておりました。それが今回、本田小学校ということになりましたんですが、穂積小学校というのはどうなったんでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 児玉教育次長。

○教育次長（児玉 太君） 改めまして、おはようございます。

先ほどの松野議員の御質問でございますけれども、穂積のほうで不足しているという、まだ足りないということというのは認識させていただいております。

今、学校のほうも使えるところ、体育館のところなどこれから調整というか見させていただくという状況で進めておるところでございますので、よろしくお願いいたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 放課後児童クラブの待機児童が何か14名という話を聞きました。本田小の体育館を使えば、完全にこれは待機児童がなくなるというふうの解釈でいいんですね。

そうなりますと、タクシーの助成金というのはもう要りませんというふうになりますか。

○議長（藤橋礼治君） 児玉教育次長。

○教育次長（児玉 太君） 基本的には、やっぱり各校区、学校の、お住まいの地域のほうで放課後児童を利用していただくというのが理想かと思います。ただ、今はなかなかそちらのほうで入っていただくというのが難しいところもございますので、そういう方についてタクシーのほうでお願いしているということでございます。

各地域で放課後児童のほうを利用していただくことができれば、タクシーのほうまでは利用していただく必要はないかなというふうには思っております。

親さん方におかれましても、タクシーまで使ってという方もお見えのようですので、その辺はやっぱり地域で利用したいという方が多いというふうに思っておりますので、タクシーについてはそのようなことで考えております。よろしくお願いいたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 総括質疑については、事前通告というのはまだ瑞穂市はやっていませんので、急に質問しても明確な答弁が出てこないのが残念だと思いますけれども、今のお話を聞きますと、タクシーを利用しておる方もいるという話ですね。といいますと、タクシーの助成というのは、補助率というのがかかった分だけ、上限がないということで、請求されたそのままのお金を市が払うという格好になるのか、2分の1を補助するのか、そこら辺について何か決めがあるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 児玉教育次長。

○教育次長（児玉 太君） ちょっとその辺のところ、申しわけありません、今、手元に持ち合わせございませんもんで、また確認させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 現在、タクシー利用しておるんやね。しているということで解釈すればいいね。

そうすると、市が全額支払っているというふうの解釈でいいですか。次長さん、まだ新しく

てちょっと内容が細かくわかりませんので、教育長さんに聞けば一番いいんですけども、お答えがないんですけど、教育長さん、どうですか。

○議長（藤橋礼治君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） 現在、タクシーを使用してほかの校区の児童クラブに行っているお子さんがいる校区は、本田小学校区のお子さんと穂積小学校区のお子さんでございます。

今回、本田小学校区に新たに施設を拡張できる場所を見つけ出すことができましたので、その改修工事の補正を組ませていただいています。その結果、本田小校区のお子さんでタクシーを利用しているおさんは解消されます。また、本田小学校区の待機のお子さんでタクシーは避けたいと言われた御家庭のお子さんもその施設には受け入れることができます。

よって、穂積小学校区にはまだ残っております。そこで今、穂積小学校体育館の2階の会議室を改修できないかということで、換気とかいろんな問題もあるようですので、そのあたりの課題を解決すべく取り組んでいるところでございます。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 本田小は解消しているんですけども、穂積はタクシーを使っているんやね。それで、お金のほうはどのような形。

○議長（藤橋礼治君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） タクシーの利用料金につきましては、市のほうで全て出させていただきます。保護者負担はございません。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） そういった助成金に対しては、何か要項というのか、何かがあらんとあかんですね。つくってありますか。

○議長（藤橋礼治君） 児玉教育次長。

○教育次長（児玉 太君） 国のほうの補助のほうが確かにあったかなというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

○17番（松野藤四郎君） ちょっとわかりませんが、もう少しはっきり言ってください。

○教育次長（児玉 太君） タクシーの補助についてですけども、国のほうの補助が入っているというふうに認識しております。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） ということは、国の補助が100%ということやね。

○議長（藤橋礼治君） 児玉教育次長。

※
○教育次長（児玉 太君） _____。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 通告制でないものですから、非常にあやふやな答弁ですので、これについては後ほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○6番（小川 理君） 議席番号6番の日本共産党の小川理でございます。

お尋ねしたいというふうに思ひますけれども、今度の補正予算にプレミアム付商品券が予算として計上されております。これは消費税の10%の増税に伴う軽減対策の一環として行われるということは承知をしております。その上でお尋ねをしたいというふうに思ひます。

このプレミアム付商品券が発行される目的、並びにこのプレミアム付商品券の内容、どのような商品券になっておるのかお尋ねしたいというふうに思ひます。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 小川議員の御質問にお答えいたします。

先ほど申し上げられましたように、この10月から消費税率が8%から10%に引き上げられるというところで、低所得者・子育て世帯の消費に与える影響の緩和や、地域における消費の喚起・下支えを目的といたしまして、このプレミアム付商品券の発行事務を実施したいというふうに考えております。

内容につきましては、今申し上げましたように、3歳未満のお子様の世帯と、それから市民税の非課税世帯に対しての対象者が限定されるというところでございます。

事業といたしましては、2万5,000円の額面のものを2万円で販売するものでございまして、ことしの10月1日から使用が可能というような内容で、令和2年3月をもってこの事業を完了したいというふうに考えております。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○6番（小川 理君） このプレミアム付商品券ですけれども、低所得者に対する対策として行われるというふうに答弁をされましたけれども、このことでもって消費税の増税といひますのは、逆進性が強いと言われておるわけですから、この逆進性がそれで解消されるというふうに考えておられるのか、お尋ねをしたいと思ひます。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 私どものレベルでちょっとお話しするのも大変恐縮ではござい

※ 後日取消発言あり

ますが、今、申し上げましたような目的のもとに支援ができるものと考えております。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○6番（小川 理君） 国のことだから知らんということでは、私はやっぱり市民に責任を持てんというふうに思うんですね。ですから、本来、低所得者対策というなら、この消費税増税そのものをやめるとというのが筋じゃないかと思いますけど、これは国の施策に基づくものですからなかなか御意見をおっしゃっていただけないというふうに思いますけれども、質問は以上で終わらせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 広瀬武雄君。

○12番（広瀬武雄君） 議席ナンバー12番の広瀬武雄でございます。

補正予算につきまして、皆様方から各項目につきましての御質問がありましたが、私はその焦点を項目ごとの焦点ではなく、全体像についてちょっとお伺いを申し上げたい。

本来であれば、前市長のときに今年度予算の提案がなされ、議会においてもその予算を承認してまいりましたわけですが、本来であれば当選するかしないかわからないときの市長というのは、骨格予算か暫定予算を組んで議会に提案してくるのが本来の姿なのであります。

しかしながら、そういう違和感を持ちながらも結果として議会でその本予算を前市長のときに承認されたわけですので、それについてはとやかく申し上げる筋合いではありませんが、今回、新市長になられまして初めての補正予算ということになりますと、その補正予算の中に新市長としての思いがどの程度入り込んでいるのか、そういう問題をそれとなく感ずるわけでございます。

各項目につきましては、それぞれの議員からいろいろな疑問点の御質問がありましたものの、本来、骨格予算か暫定予算であるべきものが本予算として組まれ承認されてきたものを、新市長の思いで本予算をある程度修正する意味での補正予算と捉えていいのか、いつもの年のように、やむを得ざるプラス・マイナスをそこへはめ込まざるを得ない補正予算であったのか、その辺の思いを市長にお伺いしたい。

それと2点目は、どこを見ても、どこの項目に入っているかちょっと定かではありませんが、昨今の交通事故の問題から捉えますと、学童が歩道を歩いていたところへ車が突っ込んできたとかいろいろな問題点が全国的な記事になっておりますし、ニュースになっておりますが、じゃあ本市としては、その辺の道路上の調査とか、そういうことを行って教育委員会並びに都市開発、あるいは整備部でタイアップして、そういうことを早急にやられてこの補正予算に組み込まれているのかどうかという疑問点も抱くところでございますので、この1点目と2点目に

つきましてその思いをお伺いしたい。以上でございます。

○議長（藤橋礼治君） 市長 森和之君。

○市長（森 和之君） ただいまの広瀬武雄議員の御質問にお答えをいたします。

この議会の初日にもお話をしました提案説明、並びに所信表明の中で少し触れさせていただきましたが、今年度の予算というのは、本来は骨格予算というのを掲げるところが本格予算というようになったということについて、私はコメントはいたしません、私6月から市長に就任させていただいて、今年度の予算を見させていただいたところ新規事業にある防犯カメラの設置事業や学校の無線LANの整備などについては私が進める政策の中と一致をしているというようなこともございます。

また、御質問の中の今回の補正予算について、私の政策が少しでも入っているかという点につきますと、私が何か企画財政といいますか予算部門に特別申し上げて、この予算を上げるということは一つもございませんので、そのあたりは御承知おきいただきたいと思います。

また、今回の補正予算について、市長就任になってから一応ヒアリングを受けておりますので、内容については把握してこの予算を私の提案ということでさせていただいておりますので、お願いを申し上げます。

2点目の質問につきましては、担当の部のほうからお答えをさせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） 学童及び保育園児の交通事故から安全を確保するということにつきましてお答えをさせていただきます。

あくまでも教育委員会のサイドでの内容になりますが、10連休明けてそういった事件、事故が続きました。その結果、早速、市内の校長会及び保育所の所長会において、周知徹底して、児童・生徒、園児の安全確保を図るよう、保育園におきましては、公園等へ行く散歩の経路の確認、そういったものを全保育士も含めて確認等するよう指示し、その後すぐに結果等も報告が上がっております。保育園児が移動するところにつきましては、特段大きな危険はないというふうに報告を受けております。

小・中学校の児童・生徒が通学する中におきまして、教育委員会の学校教育課の職員が手分けをしまして、交通の量が多いところを中心に見させていただき、そういった場所においてのガードレール等については、ほぼこれは整っているということで、細部に至りましては、通学路安全推進会議というのがまたございますので、そのときに毎年通学路のカラー舗装の要望であるとか、いろんなことを聞いておりますが、その中に新しい項目として、今回の事故を受けた観点での通学路の点検もお願いしたところでございます。

そういった要望が今後上がってくるところで、細部についての確認を今後したいというふうに考えております。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 広瀬武雄君。

○12番（広瀬武雄君） 既に御存じのとおり、岐阜市並びに羽島市におきましては、早速その総点検をして、防御柵の設置にこぎつけているという記事が、地元新聞初め中日新聞も取り上げております。

早急に瑞穂市におきましても、安全・安心という意味合いから、おっしゃるようないろいろな審議会で云々というのは、なるほどそういう方策もありますが、それを超越して早急に、いわゆる土木関係の部署の専門分野で見ていただいて、お互いが指摘し合って早急に解決策を提案していただきたいと、このように要望いたしますが、鹿野部長の見解をお願いしたい。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 今、議員の御指摘のとおり、教育長が申し上げましたとおり学校教育課とうちの部署ですと都市管理課になりますけど、そこと今連絡をとり合って、その後のそういう対策をやる必要があるかどうかについても既に協議を始めております。

また、国・県ともその調査をやって、そこへまた予算措置がされるような情報も聞いておりますので、それらも含めまして検討してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第10 議案第48号について（質疑）

○議長（藤橋礼治君） 日程第10、議案第48号平成31年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第11 議案第49号について（質疑）

○議長（藤橋礼治君） 日程第11、議案第49号平成31年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第42号及び議案第43号並びに議案第45号から議案第49号までについて（委員会付託）

○議長（藤橋礼治君） 議案第42号、第43号及び議案第45号から議案第49号までは、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付した議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託をいたします。

日程第12 議員派遣について

○議長（藤橋礼治君） 日程第12、議員派遣についてを議題とします。

お手元に配付のとおり、議員派遣を会議規則第169条の規定により提出しております。内容については1件ございます。

議会事務局長より説明をさせます。

○議会事務局長（広瀬照泰君） 議長にかわりまして、1件説明します。

令和元年7月5日に、岐阜県市議会議長会主催による議長会議及び視察研修・情報交換会が各務原市のクラブハウスアフロディーテで開催されるため、会議に出席する副議長を派遣するものです。以上です。

○議長（藤橋礼治君） この件について、議員を派遣することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣については、お手元に配付のとおり派遣することに決定をいたしました。

なお、派遣の内容に変更が生じた場合は、議長に一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、派遣の内容に変更が生じた場合は、議長に一任を願います。

散会の宣告

○議長（藤橋礼治君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでございました。

散会 午前10時19分